

令和5年第4回廿日市市議会（第3回定例会）条例新旧対照表

議案第60号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例	1
議案第61号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	5
議案第62号	廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
議案第63号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	9
議案第64号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	11

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）【第1条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（第25条の2関係）		別表（第25条の2関係）	
地域名	区域	地域名	区域
廿日市地域	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、 <u>宮内二丁目、宮内三丁目、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、佐方、廿日市、下平良、上平良、原、宮内、地御前、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目及び陽光台五丁目</u>	廿日市地域	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、 <u>宮内二丁目、宮内三丁目、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、佐方、廿日市、下平良、上平良、原、宮内、地御前、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目及び陽光台五丁目</u>
(略)		(略)	

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
廿日市市廿日市消防署	廿日市市串戸一丁目9番33号	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、 <u>宮内二丁目、宮内三丁目</u> 、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、佐方、廿日市、下平良、上平良、原、宮内、地御前、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四	廿日市市廿日市消防署	廿日市市串戸一丁目9番33号	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、 <u>宮内二丁目、宮内三丁目</u> 、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、佐方、廿日市、下平良、上平良、原、宮内、地御前、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四

改正後			改正前		
		季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目及び陽光台五丁目の区域			季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目及び陽光台五丁目の区域
(略)			(略)		

改正後	改正前
<u>（個人番号カード等の利用に係る特例）</u> <u>第17条 第15条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。</u> <u>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、自己に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を利用して、申請端末機（本市が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書の交付申請を行うことができる機能を有するものをいう。）又は多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力する方法</u> <u>(2) 個人番号カード（自己に係る個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。）が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（自己に係る移動端末設備用署名用電子証明書（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を利用して、電子情報処理組織（廿日市市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年条例第4号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）に必要な事項を入力する方法</u>	<u>（個人番号カード等の利用に係る特例）</u> <u>第17条 第15条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されているものに限る。次条において同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、自己に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。次条において同じ。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</u> <u>2 前項の規定による申請があつたときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。</u>

議案第 6 2 号

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 4 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1） （略） （2） 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項 （3）・（4） （略） 2 （略）	（特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1） （略） （2） 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項 （3）・（4） （略） 2 （略）

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係） （6） 開発関係				別表（第 2 条関係） （6） 開発関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
宅地造成、特定盛土等 及び土石の堆積に関する 工事の許可 切土、盛土又は土石 の堆積をする土地の面 積			1 申請をもって 1 件とする。 工事の変更の許可は、 変更に係る部分の切土、盛 土又は土石の堆積をする土 地の面積に応じ、当該手数 料の額の同一の額とする。	宅地造成工事の許可 切土又は盛土をする 土地の面積			1 申請をもって 1 件とする。 工事の変更の許可は、 変更に係る部分の切土又は 盛土をする土地の面積に応 じ、当該手数料の額の同一 の額とする。
500 平方メートル以 内	1 件	1 万 4, 000 円		500 平方メートル以 内	1 件	1 万 2, 000 円	
500 平方メートルを 超え 1, 000 平方メー トル以内	1 件	2 万 6, 000 円		500 平方メートルを 超え 1, 000 平方メー トル以内	1 件	2 万 2, 000 円	
1, 000 平方メートル を超え 2, 000 平方メ ートル以内	1 件	3 万 8, 000 円		1, 000 平方メートル を超え 2, 000 平方メ ートル以内	1 件	3 万 2, 000 円	
2, 000 平方メートル を超え 5, 000 平方メ ートル以内	1 件	5 万 8, 000 円		2, 000 平方メートル を超え 5, 000 平方メ ートル以内	1 件	4 万 8, 000 円	
5, 000 平方メートル を超え 1 万平方メ ートル未満	1 件	8 万 2, 000 円		5, 000 平方メートル を超え 1 万平方メ ートル以内	1 件	6 万 9, 000 円	
(削る)				1 万平方メートル を超え 2 万平方メ ートル以内	1 件	11 万円	
				2 万平方メートル を超え 4 万平方メ	1 件	17 万円	

改正後		改正前			
		<u>一トル以内</u>			
		<u>4万平方メートル</u>	1件	<u>26万円</u>	
		<u>を超え7万平方メ</u>			
		<u>ートル以内</u>			
		<u>7万平方メートル</u>	1件	<u>34万円</u>	
		<u>を超え10万平方メ</u>			
(略)		<u>ートル以内</u>			
		<u>10万平方メートル</u>	1件	<u>43万円</u>	
(略)		(略)			

改正後	改正前
（変電設備） 第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）～（3） （略） （3の2） _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 （3の3）～（10） （略） 2・3 （略） （急速充電設備） 第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）～（3） （略） （4） <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u> （5）～（19） （略） 2 （略） （蓄電池設備） 第14条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）</u>	（変電設備） 第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）～（3） （略） （3の2） <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 （3の3）～（10） （略） 2・3 （略） （急速充電設備） 第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）～（3） （略） （4） <u>雨水等</u> _____の浸入防止の措置を講ずること。 （5）～（19） （略） 2 （略） （蓄電池設備） 第14条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄</u>

改正後	改正前
<u>第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u> 2 (略) <u>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u> 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第12条の2第1項第4号の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出) 第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて審査を受けなければならない。 (1)～(12) (略) (13) 蓄電池設備 <u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u> (14)・(15) (略) 2 (略)	<u>電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u> 2 (略) <u>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u> 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出) 第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて審査を受けなければならない。 (1)～(12) (略) (13) 蓄電池設備 _____ (14)・(15) (略) 2 (略)

改正後											
別表第 3											
種類				離隔距離 (cm)							
				入力	上方	側方	前方	後方	備考		
(略)											
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付	14kw以下	80	0	—	0		
											据置型レンジ
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
				不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30		—
	(略)										
	備考 1 ～ 3 (略)										

改正前														
別表第 3														
種類				離隔距離 (cm)										
				入力	上方	側方	前方	後方	備考					
(略)														
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付	14kw以下	80	0	—	0					
											据置型レンジ	21kw以下	80	0
				(新設)										
				(略)										
備考 1 ～ 3 (略)														